

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和5年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>次のとおり給付金を支給する。</p> <p>(1)基準日(令和4年9月30日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。 ※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く。</p> <p>(2)(1)のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)</p> <p>また、受給要件の抽出及び確認にあたり個人情報を以下のとおり利用する。</p> <p>①積極支給対象者の抽出 住基システム、税務情報システムを突合し対象者を抽出。</p> <p>②申請支給対象者の受給要件確認 他市からの転入者の課税情報は情報連携により取得する。</p>
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税等世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第100項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第73条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第59条の4</p> <p>■情報提供 なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉政策課(緊急支援給付金受付センター)
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 総務部 総務課 電話 072-877-2121(代表)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒575-8501
大阪府四條畷市中野本町1番1号
四條畷市 健康福祉部 福祉政策課
電話 072-877-2121(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月11日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月11日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
3. 特定個人情報の使用			
[十分である]			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[十分である]			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
[十分である]			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
[十分である]			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
[十分である]			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[]			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
[十分である]			<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
[十分に行っている]			<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

变更箇所